

# やめまじよっ!

道路の



自転車はクルマの仲間です!!



道路の右側を通行すると...

**罰則**  
3カ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

# 右側通行

## 道路の右側にある路側帯の通行も禁止!

**罰則** 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。

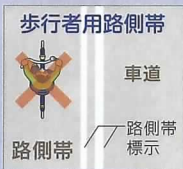
### 路側帯とは

歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、白線(道路標示)によって区画された部分をいいます。

### 自転車が行ける路側帯



### 自転車が行けない路側帯



自転車の制動装置(ブレーキ)の検査拒否や命令違反には罰則も!

**罰則** 5万円以下の罰金



基準に適合したブレーキを備えていない自転車を運転していると、警察官からブレーキの検査を求められることがあります。また、ブレーキの整備など応急処置をとったり、運転の中止を命じられることがあります。

- (一財) 三重県交通安全協会
- (一社) 日本自動車販売協会連合会 三重県支部
- (一社) 全国軽自動車協会連合会 三重事務所